

第 5 編

選 挙 啓 発

1 第20回統一地方選挙 臨時啓発推進要綱

山形県選挙管理委員会
山形県明るい選挙推進協議会

第1 趣旨

第20回統一地方選挙は、地方を取り巻く課題が山積する中であって、今後の進路を方向づける重要な意義を持つものである。

このため、有権者一人ひとりが政治の責任者であることを自覚し、進んで投票に参加するよう強く呼び掛け、投票総参加と明るくきれいな選挙の実現のため、関係機関と連携した啓発事業を展開する。

第2 重点事項

1 投票総参加の推進

選挙は、住民が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、積極的な投票参加は、民主政治の根幹をなすものである。

このため、全ての有権者に対して投票期日、投票時間及び投票制度の周知を徹底するとともに、一票の権利行使の重要性を訴え、投票への総参加を強く呼び掛ける。

また、有権者が安全・安心に投票できるように、投票所等における新型コロナウイルス感染防止対策を周知する。

2 明るくきれいな選挙の推進

有権者の意思を正しく政治に反映させるには、違法な寄附や買収等の悪質な選挙違反のないルールを守ったきれいな選挙が行われることが重要である。

このため、有権者には自由な意思による投票を、また、候補者や選挙運動に携わる者には明るくきれいな選挙の実施を呼び掛ける。

3 若年層への啓発

近年の選挙においても、特に若年層の投票率は依然として低い水準にあることから、特に若年層の選挙に対する意識の高揚に努める。

4 子連れ投票及び家族ぐるみ投票の推進

子連れ投票や家族ぐるみ投票は、子供の将来的な投票だけでなく、家族全体の投票にも繋がるものである。

このため、家庭内での投票参加の呼び掛けを推進し、子連れ投票及び家族ぐるみ投票に繋げる。

第3 事業の進め方

各市町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会、白ばら会、各報道機関その他の関係機関・団体及びこの運動に理解と熱意を持つ有志の協力と連携のもとに、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ、この事業を進める。

第4 事業の内容

1 放送設備等を利用する啓発

(1) テレビ・ラジオスポットCM

投票日を周知し、投票参加を呼び掛けるスポットCMを放送する。

(2) テレビ・ラジオ番組における呼び掛け

各放送局の協力により、テレビ・ラジオ番組内で投票日の周知、制度の説明及び投票参加の呼び掛けを行う。

(3) 県広報テレビ・ラジオ放送

県政テレビ・ラジオ番組やお知らせコーナーの活用により、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(4) 防災無線等

防災無線等の設備を有する市町村等に対して協力を依頼し、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(5) 店(社)内等放送

選挙啓発サポート企業・団体（以下「サポート企業」という。）を始めとする県内企業、スーパーマーケット等に協力を依頼し、店(社)内放送により、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(6) 庁内放送

県及び市町村の機関の庁内放送を通じ、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(7) 校内放送

高等学校に依頼し、校内放送により、就職や進学等による引っ越しの際に住民票の異動をすべき旨を呼び掛けるとともに、不在者投票制度等の周知をした上で、投票参加を呼び掛ける。

2 広告等による啓発

(1) 新聞広告

新聞広告において、投票日を周知し、投票参加を呼び掛ける。

(2) 広報誌（紙）の利用

県政広報誌や各市町村広報誌等において、投票日を周知し、投票参加を呼び掛け

る。

(3) インターネット・SNSを活用した広告

インターネット・SNSに広告を掲載し、投票日の周知等を行う。

(4) ポスターの掲示

ポスターを駅、サポート企業、大学、高等学校、公共機関等に配布・掲示し、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(5) チラシの配布

投票日の周知、制度の説明のためのチラシを県内全域で配布（戸別配布や公共機関への設置等）する。

(6) サッカー台啓発シールの掲出

スーパーマーケットのサッカー台（買った物を袋詰めする際に使用する台）などに投票日等を周知するシールを掲出し、投票参加を呼び掛ける。

(7) 卓上三角柱POPの掲出

公共機関や店舗などの卓上に投票日等を周知する卓上三角柱POPを掲出し、投票参加を呼び掛ける。

3 看板等による啓発

(1) 懸垂幕、看板等の設置

市街地、行政機関等に懸垂幕や看板などを設置し、投票日の周知を図る。

(2) のぼり旗の設置

行政機関、サポート企業、大学等にのぼり旗を設置し、投票日の周知を図る。

4 広報車等による啓発

(1) 啓発広報車の巡回

県及び市町村の公用車に看板を設置し、録音した啓発情報等を流しながら、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(2) 車体広告

市町村のバスや宅配などの運送車輛のフロント部分に広告幕を掲出し、投票日の周知を図る。

5 イベント等による啓発

(1) 白ばら啓発隊出発式

県内各地で街頭啓発に携わる白ばら啓発隊の出発式を行い、投票参加の気運を盛り上げる。

(2) 一斉白ばらデー

県議会議員選挙投票日1週間前の日曜日に、県内各地で集中的に街頭啓発を行う。

(3) 街頭啓発

人の集まる場所、時間帯において啓発物品を配布し、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。

(4) 図書館における連携展示

県立図書館を始めとする県内図書館において、ポスターやチラシなどとともに関連図書を展示し、選挙に対する意識の高揚を図る。

6 その他

(1) インターネットホームページによる啓発

専用ホームページを開設するとともに、県のSNSを活用し、啓発及び投開票速報などの情報を広く提供する。

(2) 選挙公報のホームページ掲載

選挙公報を県ホームページに掲載し、有権者の利便性の向上を図る。

(3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品展示

明るい選挙啓発ポスターコンクールの優秀作品の複製を、県庁、総合支庁等において展示し、投票参加と明るくきれいな選挙の実施を呼び掛ける。

(4) 立候補届出受付会場での明るい選挙の呼び掛け

立候補届出受付会場において、各候補者に対し、明るくきれいな選挙の実施を呼び掛ける。

(5) 各種会議等における啓発

挨拶文例を示し、各種会議等の場を活用して投票参加を呼び掛ける。

(6) 高等学校等の全校集会等における啓発

高等学校等に依頼し、始業式や全校集会等における校長の挨拶等により、就職や進学等による引っ越しの際に住民票の異動をすべき旨や投票参加を呼び掛ける。

(7) 委員長談話の発表

県議会議員選挙投票日の前々日に県選挙管理委員会委員長談話を発表し、広く投票参加を呼び掛ける。

(8) 表彰

選挙終了後、啓発活動に功績のあった市町村の選挙管理委員、その他個人・団体等の表彰を行う。

(9) その他

その他明るい選挙の実現に資する事業を行う。

2 第20回統一地方選挙において実施した啓発事業

1 県事務局が実施した啓発事業

(1) スポットCMによる啓発

「みんなが動けば、未来も動く」をキャッチコピーに、有権者に投票日の周知及び投票参加を呼びかけるスポットCMを放送した。

今回のスポットCMには、タレントの馬場園 梓^{ばばぞのあづき}さん（母親が山形県出身）、動画クリエイターの勝手にオネーサンさん（山形県出身）、タレントのソラシド・本坊元児^{ほんぼうがんじ}さん、水口靖一郎^{みずぐちせいいちろう}さん（山形県住みます芸人）を起用し、馬場園さんによる標準語バージョンと、勝手にオネーサンさんによる方言バージョンの2パターンを放送した。また、各CM共通で、夫婦や子供に扮したソラシドの2人が登場し、家族ぐるみ・子連れでの投票参加を呼びかけた。

① テレビスポット

放送期間：令和5年3月31日（金）～4月9日（日）

放送回数：民放4局 計197回（YBC、YTS、TUY、SAY）

《馬場園 梓 編》



《勝手にオネーサン 編》



《各CM共通》



② ラジオスポット

放送期間：令和5年3月31日（金）～4月9日（日）

放送回数：民放7局 計85回

(エフエム山形、山形放送、山形コミュニティ放送、日本・アルカディア・ネットワーク、酒田エフエム放送、ニューメディア、新庄コミュニティ放送)

(2) 広告やチラシ等による啓発

① 新聞広告の掲載

在形6紙に啓発広告を掲載し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。
各紙1回：令和5年4月8日（土）付け朝刊

② インターネット・SNSを活用した広告【一部新規】

動画サイト YouTube において動画広告を掲載するほか、Instagram に静止画広告を掲載し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。

掲載期間：令和5年3月31日（金）～4月9日（日）

動画広告視聴回数：34,416回

静止画広告表示回数：412,039回

③ 啓発チラシの配布

県内全域に啓発チラシ（A4判）を配布して、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行うとともに、期日前投票のしるしや、住所異動が多い時期であることから県内で住所異動された方の投票しるしの案内を行った。また、投票所での感染防止対策や、特例郵便等投票制度についての周知も行った。（348,000枚）

【表面】



第20回統一地方選挙
午前7時から午後8時まで

<p>山形県議会議員選挙</p> <p>投票日 4月9日</p> <p>期日前投票は8日(土)まで</p> <p>期日前投票時間/午前8時30分～午後8時</p> <p>https://www.elec.pref.yamagata.jp/</p>	<p>市町村の選挙</p> <p>投票日 4月23日</p> <p>期日前投票は22日(土)まで</p> <p>期日前投票時間/午前8時30分～午後8時</p>
---	--

山形県選挙管理委員会 山形県明の選挙推進協議会 市町村選挙管理委員会 市町村明の選挙推進協議会

【裏面】

期日前投票をご活用ください

レジャーや買い物などで、投票日に投票できそうにない人も、**期日前投票**ができます。

期日前投票は午前8時30分から午後8時までできます。

期日前投票の手続きは簡単です。

期日前投票は積極的に活用することは、投票当日に選挙人が集まることを防ぎ、投票所での3密防止に繋がります。

県内で住所異動(引っ越し)された方へ

山形県議会議員選挙 県内の市町村間で住所異動してから3か月を経過していない方は、次の手続きで投票ができます。(前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

今の住所地の選挙管理委員会に不在者投票をする方法

- 投票用紙等を請求
前の住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。併せて、引き続き集約した住所を有することの証明書の提出も必要です。
※引き続きの住所変更がない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 投票用紙等を手
前の住所地の選挙管理委員会から投票用紙等が届きます。
※開封は厳禁です。
- 必要書類を持って不在者投票所へ

前の住所地に行って投票する方法

- いずれかの市役所・市庁舎などで「引き続き集約した住所を有することの証明書(無票)」を発行してもらいます。 ※この発行は無料です。
- それを持って(期日前)投票所へ
※この証明書を持っていない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。(郵送でも発行は可能です。)

投票所では感染防止対策を徹底しています

投票が完了するもの

- 良好な換気 ①手洗いや消毒液の設置
- 投票用紙の廃棄 ②職員のマスク着用

投票所への立入り

- 検閲の手続き、手洗いや消毒液の設置
- 身元照会等の検閲
- マスク着用は他人の判断が基本となります。
- 投票所には、接触・シャープペンシルを持参できます。

特別郵便等投票ができます

- 選挙区に郵便局がない場合は、郵便局まで行って郵便局で投票
- 選挙区に郵便局がある場合は、郵便局まで行って投票
- 選挙区に郵便局がない場合は、郵便局まで行って投票

選挙区：選挙人名簿記載の市町村選挙管理委員会
選挙区：選挙区(投票日の4日前までに届く)
①投票所：https://www.elec.pref.yamagata.jp/election/001/001.html

親子で、家族で、一緒に投票へ

- 家族から投票できます。
- 家族全員が一緒に投票所に入る必要があります。
- 別の選挙区が、若くは別の選挙区に投票を申し込むことがありません。

子どもの頃に、誰の投票について行ったことがある人・ない人の投票参加の比較

63.0% ある人 41.5% ない人

詳しくは最寄りの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

④ 啓発ポスターの掲示

啓発ポスター（A2判）を、県内スーパーマーケット、サポート企業、大学、公共機関等に配布・掲示し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。（2,200枚）

⑤ サッカー台啓発シールの掲出

スーパーマーケットのサッカー台（買った物を袋詰めする際に使用する台）などに投票日等を周知するシールを掲出し、投票参加を呼びかけた。（1,800枚）

⑥ 卓上三角柱POPの掲出

行政機関や店舗などの卓上に投票日等を周知する卓上三角柱POPを掲出し、投票参加を呼びかけた。（3,600個）

(3) 懸垂幕・のぼり旗等による啓発

① 懸垂幕 イオンモール山形南及びイオンモール天童に掲示

② 看板 山形県庁前に掲示

③ のぼり旗 行政機関、大学等に掲示（700本）

(4) 広報車等による啓発

① 啓発広報車による巡回啓発

県及び市町村の広報車に看板を設置し、録音した啓発情報等を流しながら、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。

② 車体広告（フロントマスク）

市町村のバスや宅配などの運送車輛のフロント部分に広告幕を掲出し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。（496枚）

(5) イベント等による啓発

① 白ばら啓発隊出発式

県内各地で街頭啓発に携わる白ばら啓発隊の出発式を行い、投票参加の気運を盛り上げた。

日時：令和5年4月1日（土）11時20分～12時

場所：霞城セントラル1階アトリウム

内容：(1)山形県明るい選挙推進協議会会長による、有権者又は候補者に向けたビデオメッセージ

(2)山形大学花笠サークル「四面楚歌」による花笠パフォーマンス など

② 一斉白ばらデー

投票日1週間前の日曜日（令和5年4月2日）に、県内各地で集中的に街頭啓発活動を行った。その際に啓発物品を配付し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。

啓発物品：ポケットティッシュ（60,000個）

③ 図書館における連携展示

山形県立図書館をはじめとする県内図書館において、ポスターやチラシなどとともに関連図書を展示し、選挙に対する意識の高揚を図った。

(山形県立図書館、上山市立図書館、天童市立図書館、東根市図書館、中山町立図書館、河北町立中央図書館、大石田町立図書館、舟形町中央公民館図書室、真室川町中央公民館図書室、大蔵村中央公民館図書室、川西町立図書館、酒田市立中央図書館)

6) その他

① 特設ホームページ等による啓発

第20回統一地方選挙のホームページを開設して、選挙制度や期日前投票所などの選挙に関する情報、啓発事業の情報などをお知らせした。また、県の公式SNS (Twitter、Facebook等) を活用した情報発信も行った。

(URL <https://www.elec.pref.yamagata.jp/>)

② 各種会議等における啓発

あいさつ文例を示し、各種会議等の場を活用して投票日を周知した。

③ 立候補届出受付会場での明るい選挙の呼びかけ

立候補届出受付会場において、各候補者に対し、明るくきれいな選挙の実施を呼びかけた。

④ 選挙公報のホームページ掲載

選挙公報を県ホームページに掲載し、有権者の利便性の向上を図った。

⑤ 委員長談話の発表

山形県選挙管理委員会委員長が談話を発表し、有権者に投票参加を呼びかけた。

発表日：令和5年4月7日(金)

⑥ 店(社)内等放送・庁内放送

サポート企業をはじめとする県内企業、スーパーマーケット等に協力を依頼し、店(社)内放送により、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。

また、県及び市町村の行政機関の庁内放送により、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。

⑦ 高等学校の校内放送や全校集会等における啓発

生徒による校内放送や全校集会等における校長の挨拶等により、就職や進学等による引越しの際に住民票の異動をすべき旨や投票参加を呼びかけた。

⑧ テレビ・ラジオ番組における呼びかけ

各放送局の協力により、テレビ・ラジオ番組内での投票日の周知、制度説明及び投票参加の呼びかけを行った。

⑨ 広報誌等の利用

県政広報誌や各市町村広報誌等において、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行

った。

⑩ 防災行政無線等の利用

防災行政無線等の設備を有する市町村等に対して協力を依頼し、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行った。

⑪ 明るい選挙啓発ポスター県審査優秀作品の展示

令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクールにおける県審査特選作品の複製を、行政機関等において展示し、投票参加と明るくきれいな選挙を呼びかけた。

場 所：山形県庁1階ジョンダナホール

期 間：令和5年2月16日（木）～2月28日（火）

その他：ポスター作品を活用した啓発用ポケットティッシュ及びカレンダーを配布した。

2 地方事務局が主体的に実施した啓発事業

(1) 街頭啓発

月 日 (曜)		村山	最上	置賜	庄内
3/31 (金)	告示日				
4/1 (土)	白ばら 啓発隊 出発式	<ul style="list-style-type: none"> ・イオンモール山形南 (山形市) ・シェルターインクルーシブプレイス コパル (山形市) 			
2 (日)	白ばら デー	<ul style="list-style-type: none"> ・イオン東根店 (東根市) ・さくらんぼタントクルセンター (東根市) ・ヤマザワ村山店 (村山市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザワ新庄店 (新庄市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨークベニマル成島店 (米沢市) ・ヤマザワ米沢中田町店 (米沢市) ・イオン米沢店 (米沢市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S-MALL (鶴岡市)
3 (月)					
4 (火)					
5 (水)					
6 (木)					
7 (金)					
8 (土)		<ul style="list-style-type: none"> ・イオン山形北店 (山形市) ・ゆめはーと寒河江 (寒河江市) ・ヤマザワ寒河江プラザ店 (寒河江市) 			<ul style="list-style-type: none"> ・イオン酒田南店 (酒田市)
9 (日)	投票日				

(2) その他の啓発

項目	村山	最上	置賜	庄内
看板等の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎：屋上及び正面玄関に啓発広告を設置、1階ロビーにポスター、啓発物品を設置 ・保健所庁舎：バス停付近に看板を設置 ・西村山・北村山地域振興局庁舎：庁舎に懸垂幕を、正面玄関に看板を設置 ・S-PAL山形：懸垂幕を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎に懸垂幕を設置 ・庁舎内にポスターを掲示し、啓発物品を設置 ・管内スーパーに看板、啓発物品を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び西置賜地域振興局庁舎に懸垂幕、看板を設置 ・庁舎内にのぼり旗、啓発物品を設置 ・JR米沢駅舎にポスターを掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎に横断幕を設置 ・庁舎内にポスターを掲示し、チラシを設置 ・庁内各課の来客カウンターに啓発シールを貼付 ・庁舎内にのぼり旗を設置 ・管内4箇所立看板を設置 ・金融機関に啓発物品等を設置
広報車等	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発看板を設置した広報車で啓発音声を放送しながら管内を巡回
庁内放送	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、西村山・北村山地域振興局庁舎及び保健所庁舎において、庁内放送を利用した呼びかけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内において、庁内放送を利用した呼びかけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び西置賜地域振興局庁舎において、庁内放送を利用した呼びかけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内において、庁内放送を利用した呼びかけを実施
企業・学校等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・管内企業に啓発チラシ等を送付 ・管内の大学、専門学校・各種学校、高等学校にポスター等を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内企業に店頭等へのポスター掲示を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の大学にポスター、啓発物品を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内企業にポスター、チラシを配布するとともに、店(社)内等放送を活用した啓発活動を依頼
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品を掲示 ・ラジオモンスター(山形コミュニティ放送)の番組内における啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品を掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品を掲示 ・NCV(ニューメディア)のケーブルテレビにおける文字放送 ・エフエムNCV(ニューメディア)及びおらんだラジオ(日本・アルカディア・ネットワーク)のスポット放送による啓発 ・SNSを活用した情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎正面玄関ロビーにおいてスポットCMを放送 ・ハーバーラジオ(酒田エフエム放送)のスポット放送による啓発 ・山形県防災学習館の来館者に啓発物品等を配布 ・SNSを活用した情報発信 ・庁内関係会議の場での啓発を各課へ依頼

3 市町村が主体的に実施した啓発事業

(1) 啓発事業一覧

市町村名	街頭啓発	出前講座による啓発	看板等の設置・掲示による啓発	企業・学校等への啓発	広報車による啓発	庁内放送や防災行政無線等による啓発	SNSを活用した啓発	ホームページを活用した啓発	広報誌による啓発	その他
山形市	○		○	○				○	○	○
米沢市	○		○		○		○	○	○	
鶴岡市	○		○		○	○	○	○	○	○
酒田市	○		○		○	○	○	○	○	○
新庄市	○		○		○	○		○	○	
寒河江市	○		○		○	○		○	○	○
上山市			○			○		○	○	
村山市			○		○	○	○	○	○	○
東根市			○		○		○	○	○	○
河北町	○		○		○	○	○	○	○	
西川町			○		○	○			○	○
朝日町	○		○		○			○	○	○
大江町							○	○		○
金山町			○		○	○	○		○	
舟形町			○			○	○	○	○	
川西町	○				○	○	○	○	○	
小国町			○		○	○	○	○	○	○
白鷹町	○		○		○				○	
遊佐町	○		○		○	○	○	○	○	○

その他について

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・独自の啓発チラシ等を作成し、配布・回覧（山形市、酒田市、西川町、大江町） ・投票所において、投票所来場者カードを配布（山形市） ・期日前投票所において、東海大学山形高等学校書道部が揮毫した選挙啓発キャッチコピーを掲示（山形市） ・ケーブルテレビによる文字放送及び音声放送（鶴岡市） ・FMラジオによる期日前投票所や投票日の周知（酒田市） ・新聞広告の掲載（山形市、小国町） ・新有権者等に対して、投票日の周知や投票参加を呼びかける内容のはがき等を郵送（酒田市、朝日町） ・他市町村へ転出した有権者に対して、転出先で不在者投票をする方法などを周知する内容の文書を郵送（酒田市） ・公共施設や街頭モニターにおいて、県作成の啓発CMを放映（寒河江市） ・市明るい選挙推進協議会委員による広報車からのマイクを使用した投票参加の呼びかけ（村山市） ・公共施設や期日前投票所において、明るい選挙啓発ポスターを展示（東根市、西川町） ・期日前投票所の業務に、高校生が従事（遊佐町）

(2) 街頭啓発

月 日 (曜)		村山	最上	置賜	庄内
3/31 (金)	県議選 告示日				
4/1 (土)	一斉 白ばら デー	・イオンモール山形南 (山形市)			
2 (日)		・谷地ひな市通り (河 北町)			<ul style="list-style-type: none"> ・やまぶし温泉ゆぼか (鶴岡市) ・マックスバリュ藤島 店 (鶴岡市) ・エーコープふじしま (鶴岡市) ・主婦の店パル店(鶴岡 市) ・ヤマザワくしびき店 (鶴岡市) ・マックスバリュ遊佐 エルパ店 (遊佐町) ・グリーンストア(遊佐 町) ・道の駅鳥海ふらっと (遊佐町)
3 (月)					
4 (火)					・ツルハドラッグ宮野 浦店 (酒田市)
5 (水)		<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザワ寒河江プラ ザ店 (寒河江市) ・ヨークベニマル寒河 江店 (寒河江市) ・フレッシュストアヒ グチ (朝日町) ・山形銀行宮宿支店 (朝日町) ・薬王堂山形朝日店 (朝日町) 			・トー屋高見台店(酒田 市)
6 (木)					
7 (金)					
8 (土)				・イオン米沢店 (米沢 市)	
9 (日)	県議選 投票日				
16 (日)	市の 選挙の 告示日		・マルシェゴーノメ新 庄店 (新庄市)		
17 (月)		・イオンモール山形南 (山形市)			
18 (火)	町村の 選挙の 告示日				
19 (水)		<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザワ寒河江プラ ザ店 (寒河江市) ・ヨークベニマル寒河 江店 (寒河江市) ・マックスバリュ寒河 江中央店 (寒河江市) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザワ川西店(川西 町) ・おーばん川西店(川西 町) 	
20 (木)					

月 日 (曜)		村山	最上	置賜	庄内
21 (金)				<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターSPICA (白鷹町) ・おーばん白鷹店(白鷹町) 	
22 (土)				<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザワ堀川町店(米沢市) 	
23 (日)	市町村 の選挙 投票日				

※ ()内は実施した市町村名

3 山形県明るい選挙推進協議会会長声明

来る4月9日の日曜日は、山形県議会議員選挙の投票日です。

このたびの選挙は、統一地方選挙として行われるものであり、地方を取り巻く課題について、今後の進路を方向付ける重要な意義を持つとともに、これからの県政を担う県民の代表者を選ぶ大切な選挙であります。

選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、県民が主権者として政治に参加し、その意思を表明する最も重要な機会といえます。

山形県の明るい未来は、有権者の皆様一人ひとりのかけがえのない一票により築かれます。

私たちは、有権者の皆様が、候補者の政見や公約を見極め、自由な判断により投票されることを希望し、この選挙が明るくきれいに行われることを期待いたします。

候補者や選挙運動に携わる方々におかれましては、選挙のルールを守り、違反のない選挙の実現に努められますことを要望いたします。

令和5年4月1日

山形県明るい選挙推進協議会 会長 松浦 宏之

4 山形県選挙管理委員会委員長談話

有権者の皆様、来る4月9日の日曜日は、山形県議会議員選挙の投票日です。

第20回統一地方選挙として行われるこのたびの選挙は、地方を取り巻く課題について、今後の進路を方向付ける重要な意義を持つものです。

選挙は、有権者がその意思を政治に反映させる最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の根幹をなすものであります。

有権者の皆様におかれましては、この選挙の意義を十分御認識いただき、各候補者の政見や政策などを吟味していただくとともに、自由な意思と判断により投票されるようお願いいたします。

なお、投票日に投票所へ行くことができない方は、明日まで「期日前投票」をすることができます。

民主政治の健全な発展のため、一人でも多くの方が投票に参加されますことを強く希望いたします。

令和5年4月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕谷 真生

第20回 統一地方選挙 山形県議会議員選挙



投票日

4. 9 (日)



○ 期日前投票 ○

投票日に予定のある方は、前もって「期日前投票」をすることができます。

期日前投票では、投票日当日の投票と同じように投票用紙に記載して直接投票箱に投函できます。

期日前投票ができる時間は、午前8時30分から午後8時までです。

(詳細は、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

○ 入場券をもって ○

投票の際は、市町村選挙管理委員会から配られた入場券を持参いただくとスムーズに投票ができます。入場券をなくしたときや、その他わからないことがあるときは、投票所の係員にお伝えください。

○ 投票の時間 ○

投票日当日に投票ができる時間は、**午前7時から午後8時**までです。投票ができる時間に変更があるところ（投票所）がありますので、お住まいの市町村選挙管理委員会からのお知らせにご注意ください。

投票は午前7時から
午後8時まで



山形県選挙管理委員会

○社（店）内放送などの原稿例 ○

社（店）内・校内放送をする場合などは、次の原稿例を御活用いただければ幸いです。

● 3月31日～4月8日（投票日前日）までの例

4月9日、日曜日は、山形県議会議員選挙の投票日です。
皆さんの一票は、未来を動かす大切な一票です。
皆さん、忘れずに投票しましょう。

● 4月9日（投票日）の例

今日は、山形県議会議員選挙の投票日です。
皆さんの一票は、未来を動かす大切な一票です。
皆さん、忘れずに投票しましょう。

● 期日前投票のお知らせ（4月1日～4月8日）の例

4月9日、日曜日は、山形県議会議員選挙の投票日です。
投票日に予定のある方は、「期日前投票（きじつまえとうひょう）」ができます。
期日前投票は、4月8日までの毎日、午前8時30分から午後8時まで、お住まいの市町村の「期日前投票所（きじつまえとうひょうじょ）」で行うことができます。
皆さんの一票は、未来を動かす大切な一票です。
皆さん、忘れずに投票しましょう。

○ 広告・チラシなどの掲載例 ○

広告・チラシ・社内広報などに掲載される場合は、次の掲載例を御活用いただければ幸いです。

● 掲載例



4月9日（日）

山形県議会議員選挙

● 山形県選挙管理委員会「山形県議会議員選挙」ホームページ

<https://www.elec.pref.yamagata.jp/> ※ホームページは令和5年3月21日（火）から閲覧できます。

● 山形県選挙管理委員会ホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/senkyo/index.html>